

岩手県告示第827号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成22年10月5日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩辰
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市室根町折壁字新館前57番地1
 - ウ 代表者の氏名 岩淵健治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第2194号
 - （3） 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成22年10月4日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成22年10月5日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 小野寺建築
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字北方10番地3
 - ウ 代表者の氏名 小野寺定男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第2561号
 - （3） 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成22年10月4日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。